

茨城県報

号 外 (2)

昭和48年 6 月28日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

●道路区域の変更 (道路維持課)	1
●道路の供用開始 (")	2
●道路の供用廃止 (")	2

告 示

茨城県告示第674号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和48年 6 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年 6 月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字泉川 字北浜山1761番から	旧	メートル 最大 12.0	メートル 355.2	
		最小 6.0		
		最大 27.0	389.8	
		最小 9.0		
鹿島郡鹿島町大字泉川 字南浜山1661番の 5 まで	新	最大 12.0 最小 6.0	355.2	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 古河岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字下辺見 字東田163番の 1 から	旧	メートル 最大 9.5 最小 4.8	メートル 1,442.0	
猿島郡総和町大字磯部 字香取北1561番まで	新	最大 34.0 最小 16.0	1,310.0	

茨城県告示第675号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和48年 6 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年 6 月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 古河岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字下辺見字東田163番の 1 から
猿島郡総和町大字磯部字香取北1561番まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年 6 月28日

茨城県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和48年 6 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年 6 月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 鹿島港線
- 2 供用廃止の区間 鹿島郡鹿島町大字泉川字北浜山1761番から
鹿島郡鹿島町大字泉川字南浜山1661番の 5 まで
- 3 供用廃止の期日 昭和48年 6 月28日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所